高校生等奨学給付金Q＆A

Q1. 給付を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？
A1. **必ず申請が必要です。**①申請書と②その他給付に必要と認められる書類等を提出していただくことになりますが、**詳しい説明や提出時期などは、入学後、6月下旬頃に国公立は学校支援課、私立は教育振興課ホームページに掲載するとともに、7月頃に学校から連絡しますので、ご確認ください。**

Q2. 既に「高等学校等就学支援金」の申請をしていますが、あらためてこの「高校生等奨学給付金」の申請は必要ですか？
A2. 「就学支援金」は、授業料に充当しますが、「奨学給付金」は授業料以外の教育費の負担を軽減するために給付されるものです。
それぞれ制度が異なりますので、新たに申請をしていただく必要があります。

Q3. 毎年、申請が必要ですか？
A3. **支給要件は毎年確認しますので、毎年申請が必要です。**また、高等学校の修業年限を給付の上限回数とするため、全日制であれば、年1回の給付を、3年間（3回）受けることが可能です。

Q4.「高校生等奨学給付金」は、返還する必要がありますか？
A4. **貸与型の奨学金とは異なり、返還する必要はありません。**また、基準日（7月1日）に要件を満たしていれば、基準日以降に退学等の異動があっても返還は生じません。

Q5. 第1子と第2子で給付額に差があるのはなぜですか？
A5. 所得に対する教育費の負担が重い多子世帯に配慮し、段階的に給付額を設定しています。

Q6. 給付金の給付方法はどうなりますか？
A6. 年額を一括で、申請者へ直接給付する予定です。（学校が代理受領する場合を除く。）

Q7. 保護者である父母のうち、母は奈良県に住んでいますが、父は単身赴任で県外に居住しています。この場合、どちらで給付金を申請することになりますか？
A7. 世帯の生活の本拠となる地での申請になると思われますが、状況を確認したうえでの判断になりますので、申請時に個別にご相談ください。なお、**複数の都道府県へ重複して申請することはできません。**

Q8. 高校生が2人いる世帯の場合、申請は1人分でいいのですか？
A8. 2人それぞれに支給されますので、**必ず2人分申請してください。**

Q9. 保護者等が海外赴任をしている場合、支給の対象になりますか？
A9. **保護者の一方、又は双方が海外赴任で奈良県内に住所を有しておらず、**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象になりません。